

## 広島県告示第千三号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成二十七年  
広島県告示第二百二号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和元年十二月二十六日

広島県知事 湯崎英彦

- 一 施行者の名称  
福山市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
備後圏都市計画道路事業三・五・六二八号鷹取本庄線
- 三 事業施行期間  
平成八年七月十八日から令和三年三月三十一日まで
- 四 事業地  
収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
なし